

1・2号認定児の副食費免除判定条件について

下記の条件に該当する場合は、副食費の免除対象となります。

1号認定児（満3歳児含む）

以下の①～③のいずれかに該当する子ども

- ①世帯の市民税所得割額が77,101円未満（静岡市利用者負担額表におけるD4階層以下）の全ての子ども
- ②小学校3学年修了前の子どもから数えて、小学校または対象施設等（※）を同時に利用している3人目以降の子ども
- ③生活保護世帯、里親世帯の全ての子ども

2号認定児

以下の①～③のいずれかに該当する子ども

- ①世帯の市民税所得割額が57,700円未満の全ての子ども
（母子・父子世帯、在宅障がい児・者のいる世帯については、77,101円未満（静岡市利用者負担額表におけるD4階層以下）の全ての子ども）
- ②小学校就学前の子どもから数えて、対象施設等（※）を同時に利用している3人目以降の子ども
- ③生活保護世帯、里親世帯の全ての子ども

（※）対象施設等とは（★マークは在園証明書の提出が必要）

【対象施設】

認定こども園、保育所、小規模保育施設、事業所内保育施設、幼稚園、
特別支援学校の幼稚部（★）、児童心理治療施設（★）、企業主導型保育施設（★）

【対象事業】

児童発達支援サービス（★）、医療型児童発達支援サービス（★）

